

コスモス サプリ

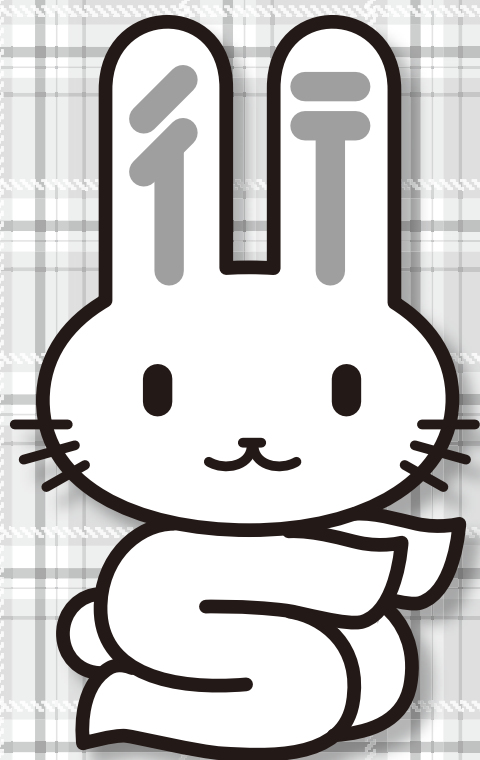
COSMOS SUPPLE

2014

No. 131

北海道行政書士会 札幌支部

札幌支部だより



Profile

なまえ：さっぴょん

好 物：おもちゃ

身 長：53.1cm

(藻岩山の1000/1の高さ)

札幌支部の キャラクター決定！

もくじ

contents

支部長新年挨拶/会員の皆様へ	2
札幌支部会報にキャラクターが誕生	3
特集 ウェブツールを120%活用	4~6
支部理事の仕事 業務企画部	7
実務専門講座 講師紹介	8~9

一般研修報告	9
行政書士プログレス講座のご報告	10
札幌支部 広報活動のご報告	11
事務局から・研修報告・愛称決定	12

支部長新年挨拶



新年のご挨拶

札幌支部長 荒木 徹

皆様、あけましておめでとうございます。

今年を振り返り、皆様にとっては、どのような1年だったでしょうか。

私が支部長に就任してから7ヶ月あまりがたちますが、事故や食の安全等、生命に係る話題が益々重要になった年なのではないかと思います。

我々行政書士もこのような観点から自分の仕事を組み立てることが重要になってくるものと思います。今年、2回の「支部長と話そう」という企画を試みました。（この原稿を書いている時点では、まだ2回目開催前ですが）新入会員と私を含めた既存の会員との対話の中から業務に対する取り組み方を考えていただきたいとの思いから始めたものです。

私たちの専門である許認可申請においての取り組み方、お客様へのアプローチの方

法を考え、行政書士の底上げを図りたいと思っております。一つの許認可申請を依頼され、それだけにとどまらず、他の業務に広げていく方法、また、お客様にとって、はたしてその許認可が必要なのか、また、許認可を取得することのメリット、デメリットを踏まえ、総合的にアドバイスできる行政書士がまだまだ不足しています。

お客様の成長とともに私たちに要求される事項は、段々と高度なものを要求され、時には我々の業務範囲を超えた知識も重要になってきます。

平成26年度は、総合的な知識を習得できるような研修を行いたいと考えております。他士業、民間団体に負けない本当の意味でのプロフェッショナルの育成をしていきたいと思っておりますので、皆様のご理解ご協力をお願い申し上げる次第です。

会員の皆様にとってよりよき一年となりますように

会員の皆様へ

昨年、自動車の車庫証明業務に関して、行政書士資格のない者から車庫証明の依頼があり、行政書士法違反の疑義があるとのことで、北海道行政書士会が調査を行いました。

（行政書士資格のない者を仮に以下A、自動車販売店をB、Bから自動車を購入したお客様をCとします。）Aは、BからBがCに販売した車両の車庫証明を依頼され、Aは、車庫証明を行政書士に依頼しました。

本来、車庫証明の申請は、自動車を購入したC又は代理申請が可能な行政書士に限られます。A又はBは、申請する権限がありません。申請した場合は、行政書士法19条第1項違反となります。

Bが行政書士に車庫証明を依頼する場合は、現状、自動車の販売に伴い、車庫証明を取得しなければならないため、Cから行政書士に依頼してほしい旨の依頼があり、Bは、Cの代わりに行政書士に依頼したとの解釈をしています。

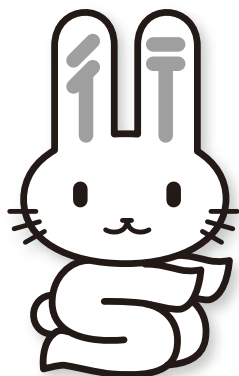
ところで、Aは、自動車の販売をした者でもなく、単に車庫証明を取得してほしいというCからの依頼を受けられる者でもない。またこの場合、資格のないAに車庫証明を依頼したBについても行政書士法違反に加担したということになるため、Bについても本会は、警告をしたものです。

このような行政書士資格のないものから斡旋をうけて車庫証明等の業務を行った行政書士は、やはり行政書士法違反に加担したということになるため、会員の皆さんは、ご注意くださいと思います。

また、今後も本件のような依頼があった場合は、業務環境向上のため、本会又は支部にご連絡いただきたく思います。

札幌支部会報にキャラクターが誕生しました！

名前は『さっぴょん』です。よろしくお願いします！



Profile

なまえ：さっぴょん

好 物：おもちゃ

身 長：53.1cm

(藻岩山の1000/1の高さ)

(参考資料)
「著作権譲渡契約書」のひな型

著作権譲渡契約書

X (以下「甲」という) と、Y (以下「乙」という) とは、別紙目録記載の甲の所有にかかる著作物 (以下「本著作物」という) の著作権を乙に譲渡するにあたって、以下のとおり契約する。

第1条 (著作権の譲渡)

甲は、本著作物のすべての著作権 (著作権法第27条および第28条に規定されている権利を含む) を乙に譲渡する。

第2条 (著作者人格権)

甲は、本著作物に関する著作者人格権を行使しないものとする。

第3条 (保証)

甲は、乙に対し、本件著作物が瑕疵のない完全な著作権を保有することを保証する。

2 万が一、本件著作物に対し、第三者からの権利の主張、損害賠償等が生じたときは、甲の責任と負担により、これを処理し、乙には一切迷惑、損害、負担をかけないものとする。

第4条 (代金および支払い方法)

乙は、甲に対し、本契約による著作権譲渡の対価として、金●円を平成●年●月●日までに、甲の指定する銀行口座に振込む方法により支払う。

第5条 (契約の解除)

甲および乙が本契約の各条項に違反したときは、相手方に対して何ら通知催告を要することなく、本契約をただちに解除できるものとする。

第6条 (協議)

甲および乙は、本契約に定めのない事項、または本契約の各条項の解釈について疑義が生じたときは、甲乙誠意をもって協議のうえ、これを定めるものとする。

以上、本契約の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙各記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成●年●月●日

甲 (住 所)
(名 称)

印

乙 (住 所)
(名 称)

印



ウェブツールを120%活用して売上を倍増させる 「ここだけの話」

前編

どの業界でもマーケティングを駆使し、生き残りをかけて緻密に営業展開しています。わたしたち行政書士も決して例外ではありません。従来なら泥臭い営業活動とは無縁だった土業の事務所が、チラシ配布や挨拶回り、紹介依頼などの営業を必死で行い、サービス業ながらホスピタリティを学ぶようにもなりました。それらの、いわば接近戦を「アナログ営業」と名付けた場合、ホームページやブログなどによる営業はウェブツールを使った「デジタル営業」と呼べるかもしれません。そして今では、デジタル営業もすっかり当たり前のことになりました。しかし、ただ単にホームページを作り、何となくブログを書くというだけでは、業務を獲得することをあまり期待できません。では、どのようにウェブツールを使えば効果があるのでしょうか。ポイントは、それぞれの特徴を活かすということです。今回の特集は、ブログやTwitter、Facebookをどのように営業に使うのか？という、いわば応用編です。題してウェブツールを120%活用して売上を倍増させる「ここだけの話」。今号はその前編となります。



～ 業務を獲得するためのウェブツールの使い方 ～

ホームページ上では「スペシャリスト」になる！

ホームページは、言ってみればネット上の「お店」です。デジタル営業も駆使して顧客開拓し、売上を増加させたいなら、ネット上のお店となるホームページは不可欠です。ネット上のお店がなければネットからの依頼は来ないと言っても過言ではないでしょう。

そして、ホームページからの集客ということを考えるとき、PPC広告^(※)を打つのもない限りは、検索結果の上位に表示されることが必須と言えます。必ずしも1位を取る必要はありませんが、少なくとも1ページ目には出るようにしたいです。そのためにはホームページを「業務特化型」にすることが効果的です。検索エンジンもお客様も「専門家」や「専門的な情報を発信している人」を重視するからです。

一見すると、何でもできる「街の法律家」を名乗って、一つのサイトにあらゆる業務を載せたほうが間口が広がり、仕事が来そうですが、実はそうではありません。お客様は何ができるのかが明確ではないゼネラリストに仕事を任せたいとは思わないのです。選ばれるのは「専門家」なのです。得意な業務が幾つもある場合には、それぞれの業務に専門特化したサイトに分けた方がよいでしょう。具体的には、会社設立なら会社設立専門のサイトにする、相続遺言ならそれ専門のサイトにする、ということです。行政書士は実際にはある意味「ゼネラリスト」でもある必要があるのですが、少なくともネット上では「スペシャリスト」として映るほうが効果的なのです。

ホームページからの集客で別の重要な点は「お客様の声」を掲載するという点です。「お客様の声」を掲載する目的は、サイトを訪れる見込み客に信頼してもらうこと。仕事に満足してくださったお客様に手書きのアンケートの回答をお願いし、許可をいただいたうえでホームページに掲載することが効果的です。一緒に写っている写真もあればベストでしょう。サイト上で自ら「おまかせください」「経験豊富です」「安心です」と声高に主張して売り込み色を強くするよりも、実際の「声」は説得力と安心感を与えるからです。

※ PPC 広告：

Pay Per Clickの略。掲載にはコストがかからず、広告が実際にクリックされた回数分だけ費用が発生する、クリック課金型のインターネット広告。クリックされなければ費用がかからない。様々な業種で活用されている。1クリックあたりの費用はキーワードやライバルなどにより変わってくる。数十円～数百円が一般的。



ブログで「親近感」と「信頼感」を演出する！

ホームページという「お店」以外に、使えるウェブ上のツールは他に何があるでしょうか。それはブログです。ブログは、ホームページとはちょっと違う情報を載せることで、ホームページの存在をより引き立たせることができます。

ブログに適している情報とは、例えば行政書士本人やスタッフのパーソナリティがわかるような、親近感や信頼感を持ってもらえるような情報です。業務の内容や価格（料金）に関する情報はホームページに任せ、親近感と信頼感を持ってもらうのがブログの役割と言えます。

もともと私たちが提供している業務は行政書士なら誰がやっても同じと思われがちです（実際には違うのですが）。であれば、お客様は「話しやすく、信頼できそうな」行政書士に依頼したいと考えるのではないのでしょうか。そして、そんな「演出」をすることができるツールがブログなのです。

例えば、休日に家族と一緒に出かけたとや、見た映画やDVDの感想などがあっても良いでしょうし、業務と深い関わりのある事件や事故、ニュースについて専門家ならではの意見などを載せることも効果があります。そのプライベートな部分に共感を覚えた読者（＝見込み客）から業務が舞い込むというのは実際によく聞く話です。

Twitter (ツイッター) は営業ツールとして使える！ なぜ？

ホームページが「お店」であるなら、お店で取り扱っている商品を宣伝する「チラシ」にあたる物は何でしょう？ それはTwitterです。Twitterというのは、140文字以内という短い文章で「つぶやく」ツールです。Twitterでつぶやく文章は、おもに自分をフォローしてくれている人にしか見てもらえません。



ですが、自分をフォローしてくれている人が多ければ、どこかで、その「つぶやき」、つまりチラシを目にしてくれる人がいます。また、自分の「つぶやき」を他の人がまた「つぶやく」ことで（リツイート）、例えるならチラシを配ってもらうこともあり得るのです。そこで自分をフォローしてくれる人、つまりフォロワーを増やすことが重要になってきます。

アナログツールとしての紙チラシの効果は、「せんみつ」つまり1,000枚に3件の反応とも言われますが、Twitterに関しても同じことが言えます。Twitterでつぶやいたからと言って、すぐに反応が返ってきて売上倍増！ということはありません。でも、フォロワーやそのまたフォロワーが多ければどうでしょうか。仮に反応を得られる割合が文字通り「せんみつ」であると仮定すると、10,000人のフォロワーたちにチラシを見てもらえば、30人が何らかの反応を示してくれることになります。そして、その1割が実際に業務を依頼してくれたら……と考えるとTwitterも利用すべきツールではないでしょうか。

しかし、Twitterのメリットは、実はまだあります。第一に、Googleなどの検索エンジンに引っ掛かるということです。Twitterのつぶやき自体もそうですし、そこからリンクされている事務所のホームページもTwitterから（特に他人のツイートから）リンクが張られていることにより強くなります。つまり、「お店」であるホームページを検索エンジン対策上、有利に働かせる効果があるというわけです。そして二つ目の利点は、それが無料であるということです。無料でチラシを多くの人に配布できるとしたら使わない手はないでしょう！



さて今回のデジタル営業【前編】では、おもにホームページとブログ、そしてTwitterのごく基本的な活用方法について書きました。次号では、すでに活用されている方も多い「Facebook」、そして認知度アップには大きな効果があるTwitterの応用的な使い方、さらには知人ぞ知る（！）かなり効果的なウェブツールについて書きたいと思います。後編は3月末発行の支部だよりに掲載予定です。お楽しみに！

（文責 支部だより編集委員 工藤 正幸）



新
シリーズ

支部理事の仕事

業務企画部

Q1：業務企画部はどのようなお仕事をされていますか？

A1：業務企画部の仕事には研修事業（『一般研修』・『実務専門講座』）と建設業相談員の業務執行事業があります。研修事業の『一般研修』は既存業務の幅広い周知や法改正、業務開拓に主眼を置いた研修です。平日の日中1時間半～2時間程度実施し、今年度は全8回を予定しています。概要を短時間で把握できる点が魅力だと思います。『実務専門講座』は受講した翌日からその業務を取り組める位の業務遂行能力へのレベルアップ、事務所運営ノウハウの獲得に主眼を置いた研修です。試行錯誤しながら身に付けてきたノウハウを講師が余すところなく披露し、資料も市販の手引き類にはない実務の現場ならではの内容まで記載されていて、受講者から大変好評を頂いています。こちらは平日の夜間3時間程度又は土曜日の日中5時間程度実施し、今年度は11月～3月までに全18回を予定しています。研修の科目・日程及び講師については、年度当初に部会を開いて計画します。各研修を担当する理事は、講師との打合わせ・会場の手配・研修告知文の作成・当日の受付や司会等の業務をこなします。業務企画部は現在、部長の私を含めて9名で構成されていますが、年間で合計26回の研修を予定しており、これらの業務を9名で実施していくのは思いのほかスケジュールに追われて大変です。

Q2：心がけていることはありますか？

A2：支部会員の皆様からのご要望や法改正、顧客のニーズ等を素早く的確にキャッチし、より多くの会員に喜んで頂ける研修を企画することです。北海道会の会員の半数を占める札幌支部だからこそ、講師の面でも予算の面でも充実した研修を実施できるのですから、北海道会全体の資質向上を図るためにも更なるレベルアップが求められていると思います。



マジメに部会してます

Q3：建設業相談員の業務執行事業について教えてください。

A3：建設業相談員制度とは、北海道庁と北海道行政書士会との委託契約の下、各振興局における建設業の「経営規模等評価申請※」の受付業務の際に一定の研修を経た会員が建設業相談員となり、書面の形式審査を行う制度です。札幌支部では6月から10月の間に延べ98名（平成25年度）が石狩振興局での受付業務を担当しました。心がけていることは、毎年何かしらの制度改正や取扱いの変更があるので、相談員には正確かつ確実にその内容を把握し、執務時に徹底してもらうことです。これが適切になされなければ、数少ない受託業務である相談員制度が廃止される可能性も出てしまいます。そうした意味では、建設業相談員の業務執行責任者としての私の責任は非常に重大であると認識して取り組んでいます。



ネット配信のテスト中（カメラ目線の堀川理事...）

※「経営状況分析」と「経営規模等評価」からなる「経営事項審査（経審）」のうち、「経営規模等評価」についての申請

野口業務企画部長

Profile

出身地：函館市
行政書士登録：平成18年11月1日
事務所所在地：札幌市中央区

これまでの主な役職：

支部役員：札幌支部理事 業務企画部（建設労務担当）
業務企画部長・建設業相談員業務執行責任者

本会役員：高度情報化対応委員/ホームページ運営委員/会報・ホームページ委員/
電子申請推進委員

実務専門講座 講師紹介

講師氏名	村 井 公 裕 公益社団法人 北海道産業廃棄物協会 事務局長		
研 修 日	平成26年1月28日	講 座 名	産業廃棄物処理業①（基礎知識編）
プロフィール	1949年 留辺蘂町温根湯生まれ 1972年 北海道大学工学部卒業 1972年4月～北海道庁勤務 1994年4月～厚生省勤務 1996年4月～北海道庁勤務 2009年4月～社団法人北海道産業廃棄物協会（2013年4月より公益社団法人）勤務		
講座内容の説明	この講座では、①廃棄物とは何か？・②排出業者の責任・③産業廃棄物の委託処理・④処理施設の許可・⑤処理業（収集運搬業・処分業）の許可、の5つの大項目に分けてお話致します。廃棄物にはどのようなものがあるのか、産業廃棄物関係の許可にはどのようなものがあり、その目的や許可要件等はどうなっているのか等、実務にあたる上で必須となる知識を幅広くお伝えします。単なる廃棄物処理法の条文解説ではなく、出来るだけ、上記大項目の背景がイメージできるよう、豊富なイラストや図解を用いて、視覚的に分かり易い講義を行います。ここで基礎知識を身につけた上で産業廃棄物処理業②（実務編）を受講されると、より理解が深まると思われます。		

講師氏名	原 田 賢 一			
研 修 日	平成26年2月1日	講 座 名	産業廃棄物処理業②（実務編）	
プロフィール	昭和49年生まれ 平成8年大学を卒業し、一般企業に就職 平成19年行政書士登録、某行政書士事務所の先生より産廃関係の許認可について多くを学ぶ 平成22年現在の場所に事務所を移転 現在に至る			
講座内容の説明	産業廃棄物処理業の中で一番ニーズが高い産業廃棄物収集運搬業許可の申請書について、標準記載例の解説を軸とし講座を進めていきます。 各種証明書の取得方法などの基本的事項から、標準記載例にはない必要な書類の作成方法まで、実務的な事柄について解説します。 講師の失敗談を含めた経験等を踏まえ「書類作成の意図」や「行政窓口とのやり取り」等についてお伝えできればと思います。			

講師氏名	野 口 哲 郎			
研 修 日	平成26年2月8日	講 座 名	建設業①（基礎編・実務編①）	
	平成26年2月15日		建設業②（実務編②・建設業決算）	
プロフィール	昭和50年1月札幌生まれ、小樽・函館育ち（お酒を飲むと浜言葉がポロポロ） 北海学園大学法学部卒業後、住宅セールス会社・空調設備会社に10年程勤務し平成18年11月に行政書士登録。 その後、開業当初より共に研鑽を重ねてきた長谷川征輝会員に誘われ、共同で平成23年4月1日「あかり行政書士法人」を設立し代表社員に就任。サラリーマン時代に営業職を中心に、総務・経理・現場部門を経験したことが、現在の事務所経営・建設業関連業務の基礎となっています。モットーは「明るく・楽しく・前向きに」			
講座内容の説明	・建設業①：基礎編では建設業関連業務にはどのようなものがあるか。産廃業等関連する業務とのセット受注をどう考えるか等々、営業に役立つ知識を交えてお話しします。その後、特に重要な許可要件を中心に建設業許可とは何かを学びます。実務編①では顧客との打合わせから、事例を用いた許可申請書類の作成方法について、市販の手引きには記載されていない、実務で培った知識までも網羅した豊富な資料を用いてご説明します。 ・建設業②：前半は許可の更新や業種追加等のポイントの説明と、実際に変更届等を作成するワークを行い、後半は建設業決算報告書の作成方法の基礎から応用までお伝えします。どのようにして税務申告書に添付されている決算報告書から建設業決算独特の勘定科目へ振り替えていくのかを中心にお話しします。			

講師氏名	堀 川 貴 之		
研 修 日	平成26年2月28日 平成26年3月1日	講 座 名	風俗営業①・②
プロフィール	昭和48年生まれ。平成15年行政書士登録。 当初、出身地の古平町で開業。その後、行政書士法人滝沢俊行事務所法人社員を経て、現在は法人から独立し、同一事務所で個人事務所として活動。 風俗営業許可のほか、建設業許可業務、相続手続きや内容証明、契約書作成等の民事関連業務も行っている。		
講座内容の説明	風俗営業許可申請業務について、風俗営業の業界の現状、行政書士を取り巻く環境の解説から始まり、いわゆる風適法とその関連法令の構造と解釈を経て、相談対応、受任、書類作成、申請そして許可が下りるまでを具体例を用いて講義を展開します。 2日間で、業務に必要な最低限の知識と書類作成方法が身につくことを目標にします。		

講師氏名	長 野 源 太			
研 修 日	平成26年3月6日	講 座 名		運送業①・②
	平成26年3月8日			
プロフィール	1981年生まれ。 運送業専門の行政書士事務所にて6年間勤務後、独立開業。 社会保険労務士との兼業で運送業の許認可から労務管理まで、総合的な法務コンサルティングを行っている。			
講座内容 の説明	運送事業の概要から、新規許可取得の申請書の作成方法、作成にあたって気を付けなければならない事項を詳しく解説します。 また、私が運送業者との打ち合わせの中で気を付けていることや業務での失敗談など、実際に体験した事例を交えながら運送事業の許認可のノウハウをお伝えします。			

行政書士パーフェクト研修 第5回札幌支部研修会のご報告

平成25年10月17日（木）、札幌市教育文化会館4F講堂において、渡邊光一会員（札幌支部）を講師にお迎えし、行政書士パーフェクト研修「著作権の実務と知的財産コンサルタントの能力担保」が開催されました。

著作権に関する知識をどのように実務化するのか、知的財産コンサルタントを行うにはどのような知識とノウハウが必要なのかを講師と受講者が一緒に考えながら進めるゼミ形式の研修会となりました。今回は、著作権相談員活用のための北海道行政書士会連携研修でもあり、他支部からの6名を含む合計49名が受講しました。



研修会の様子

行政書士プログレス講座のご報告

【会社設立実務・会計記帳実務】

今年で10年目を迎える実務専門講座がスタートしました。行政書士プログレス講座①会社設立実務・②会計記帳実務が、平成25年11月18日（月）・19日（火）の2日間にわたり、北海道行政書士会館2階会議室（講師：山上和彦 札幌支部会員）において開催され、両日で61名が参加しました。

会社設立の基礎から応用まで、注意すべきポイントを講師の失敗談を交えながら解説していただきました。会社設立から会計記帳業務へつなげる営業手法についても学ぶことができ、実践的な知識が身につく大変有意義な講座となりました。毎

月安定した収入を得ることができるだけではなく、許認可業務につながる可能性がある会計記帳の重要性を再確認することもできました。



講師の山上和彦 会員

【土業のマーケティング】

行政書士プログレス講座④・⑤土業のマーケティングが、平成25年11月26日（火）・27日（水）の2日間にわたり、北海道行政書士会館2階研修室（講師：鹿内幸四郎 氏 税理士法人・行政書士法人中野会計事務所）において開催されました。1日目は19名、2日目は18名が参加しました。

1日目はセミナーを活用した営業方法、2日目は営業の展開に必要なものについてさらに一歩進んだ内容となりました。実際にすぐに活用できる営業力アップの方法も多く盛り込まれていました。

事務所経営に最も必要とされる「マーケティング」「営業」について講義していただき、セミナ

ーなどを中心に多くの営業実績を残されている鹿内氏の説明は、会員にとってたいへん刺激になり、鹿内氏の「聴かせる」空気作りを間近で感じることもできる、貴重な研修となりました。



講師の鹿内幸四郎 氏

【交通事故実務】

行政書士プログレス講座⑥交通事故実務が、平成25年12月4日（火）、北海道行政書士会館2階会議室（講師：進藤洋次 札幌支部会員）において開催され、12名が参加しました。

交通事故実務及び業際問題の考え方について講義していただきました。業務上気をつけなければならないこと・参考書籍のご紹介・実際の事例など、実務に取りかかるうえで大切であり、役に立つポイントをわかりやすく説明していただきました。特に、自賠責について深く理解することの重要性を学ぶことができました。

新しく会員になった方の参加が多かったこともあり、業務開拓や展開の方法、考え方などに

ついても触れていただき、熱心にメモを取る姿が見られました。講師との名刺交換も積極的に行われました。



講師の進藤洋次 会員

札幌支部 広報活動のご報告

「民間賃貸住宅に関する行政書士による無料相談会」に協力しました

平成25年11月25日（月）午前10時から午後7時まで、札幌地下歩行空間において、北海道行政書士会主催の「原状回復・敷金返還等の民間賃貸住宅に関する無料相談会」が開催されました。本会は民間紛争解決手続きの認証を受け「行政書士会北海道ADRセンター」を設立しており、この相談会は国土交通省の「住宅セーフティネット基盤強化推進事業」の補助採択を受けて10月から実施しているものです。

札幌支部からも同じスペースに相談員を派遣

して、相続や遺言などに関する相談会を同時開催し、本会に協力しました。

本会では平成26年1月28日（火）・2月22日（土）にも同様の相談会を地下歩行空間において実施する予定です。



相談ブースの様子

札幌市厚別老人福祉センターで「相続・遺言セミナー」を開催しました

平成25年11月15日（金）、札幌市厚別老人福祉センターにおいて、篠原薫会員を講師に「相続・遺言セミナー」を開催しました。『サザエさん』でおなじみ、磯野家の親族関係図を使った一般的な相続事例の紹介と公正証書遺言をお勧めする内容となりました。「もっと詳しい説明が聞きたい」と希望された方も含め、個別対応では5件の相談がありました。また、行政書士に依頼できることについての質問もありました。

今回のセミナーは、札幌支部の理事が行政書士広報月間の一環で厚別老人福祉センターを訪問した際にご依頼を受けて開催しました。



北海道議会議長、札幌市副市長・札幌市議会議長を表敬訪問しました

平成25年11月5日（火）、荒木支部長・宮元副支部長・長谷川監察広報部長・原田理事が、加藤礼一北海道議会議長を表敬訪問しました。行政書士制度や業務内容のほか、「行政書士会北海道ADRセンター」や成年後見の活動をご説明しました。

また、11月27日（水）には支部会員の木村彰男札幌市議会議員に同行していただき、高橋克朋札幌市議会議長と生島典明副市長を表敬訪問しました。札幌の高齢単身世帯の増加にも話が及び、孤立死を防ぐための安全・安心な地域作りに関する意見を交わし

ました。

この他にも広報月間の期間、札幌支部の理事が各区役所や警察署などを訪問しました。今年度は「公務員退職者行政書士登録制度について」を周知する文書を用意し、行政書士登録説明会のご案内もしました。その他の訪問先リストは支部のブログからご覧いただけます。



生島副市長と支部理事



荒木支部長、白石区長、橋本理事

事務局からの報告

●入会しました

(入会年月日)	(会員番号)	(氏 名)	(事務所)
1. H25. 9. 1	5380	横 井 康 行	北・東 区 2
2. H25. 9. 1	5381	前 田 恵 児	東・白石区2
3. H25. 9. 1	5384	長谷川 裕 也	南・厚 別 区
4. H25. 9. 1	5385	成 田 周 二	中・西 区 1
5. H25.10. 2	5387	成 田 尚 志	南・厚 別 区
6. H25.11. 1	5390	櫻 井 謙 次	南・厚 別 区
7. H25.11. 1	5391	木 村 邦 博	中・中央区4
8. H25.11. 1	5392	中 田 浩 貴	南・厚 別 区
9. H25.11. 1	5393	北 原 敏	北・東 区 1
10. H25.11. 1	5394	吉 田 隆 一	東・豊平区2
11. H25.10. 9	4532	福 田 郁 也	東・豊平区2 (函館から)

●退会しました

(退会年月日)	(会員番号)	(氏 名)	(事務所)
1. H25. 9. 6	4271	吉 本 真	北・北 区 1
2. H25. 9.20	4881	野 崎 千 波	南・南 区
3. H25.10.11	1728	板 本 俊 作	南・清 田 区
4. H25.10.15	4791	佐 野 謙一郎	北・東 区 3
5. H25.10.17 (死亡)	2387	中 田 貞 夫	南・厚 別 区
6. H25.10.30 (死亡)	4464	服 部 直 子	南・千 歳 区
7. H25.11.15	5094	武 山 茂 樹	中・中央区2

札幌支部研修会報告

行政書士プログレス講座③

内 容	「セミナーを活用した顧客獲得術」
講 師	行政書士 吉田 充 氏 (札幌支部会員)
日 時	平成25年11月25日 (月)
場 所	北海道行政書士会館2階会議室
参加人数	18名

行政書士プログレス講座⑦・⑧

内 容	障害福祉サービス事業所等の指定申請①・②
講 師	行政書士 長谷川 征輝 氏 (札幌支部会員)
日 時	平成25年12月4日 (水)・5日 (木)
場 所	北海道行政書士会館2階会議室
参加人数	4日27名 5日23名

支部だよりの愛称が決定！

かねてより札幌支部会員の皆さんから公募しておりました、札幌支部だよりの愛称が「コスモスサプリ」に決定しました。その意味は、行政書士の徽章である「コスモス」と「サプリメント」のサプリを繋げた造語です。

日本行政書士会連合会ウェブサイトで公表されているように、行政書士の徽章は秋桜(コスモス)の花弁の中に「行」の文字を配したもので、調和と真心をあらわしています。

その徽章が意味するように、わたしたち行政書士は社会調和を図り、誠意をもって公正・誠実に職務を行うことを通じ、国民と行政との絆として、国民の生活向上と社会の繁栄進歩に貢献することを使命としています。

そのコスモスに、栄養補給(サプリメント)となるような新鮮で役立つ情報を提供していきたい、そんな願いを愛称「コスモスサプリ」に込めてみました。今号からの新生・支部だより「コスモスサプリ」にどうぞご期待ください。

廃棄物・リサイクル
行政書士業務連絡会
のご案内

行政書士の廃棄物・リサイクル業務に関する情報交換の場として、表記の連絡会を立ち上げることといたしました。メール会員(無料)、FAX会員(年会費1,000円)として来年度からスタートしますが、今年度はともに登録無料で実施します。廃棄物処理業、自動車リサイクル業等の関連業務、施設設置に伴う農地法、開発許可制度、事業の承継手続き等、これらの分野の業務を取り扱う会員の皆様の登録をお待ちしております。

登録方法

登録希望の旨、氏名・住所・所属支部・電話・FAX・メールアドレス等をご記入いただき、下記までご連絡をお願いいたします。

大沼行政書士事務所 行政書士 大沼 準

札幌市中央区北4条西7丁目5 緑苑木下ビル201
電話 011-231-0056 FAX 011-231-2347
mail: info@kankyo-consul.com

札幌支部だより 北海道行政書士会札幌支部 第131号 2013年12月25日発行

発行人 荒木 徹 編集人 長谷川征輝
発行所 北海道行政書士会札幌支部
札幌市中央区北1条西8丁目
丸二羽柴ビル4F
TEL (011) 271-0773
FAX (011) 271-6126
gyoseisapporo@mti.biglobe.ne.jp

印刷所 社会福祉法人 北海道リハビリ
北広島市西の里507番地の1
TEL (011) 375-2116
E-mail: rihabiri@selp.net
頒 価 500円(送料込)

ホームページ <http://gyosei.s93.xrea.com>
ブログ <http://gyoseisapporo.blog113.fc2.com>
Facebook <https://www.facebook.com/gyosei.sapporo>